

水源森林地域の保全に関する基本方針(案)について

1. 水源森林地域保全条例について

〔目的〕

- ・水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務の明確化
- ・水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を規定
⇒森林の有する水源の涵(かん)養機能の維持および増進に寄与

〔水源森林地域の指定〕

- ・水源の涵(かん)養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定

〔土地の所有権等の移転等の届出制度〕

- ・土地所有者等が土地の所有権等の移転または設定をする契約を締結しようとするときに、30日前までに、次に掲げる事項を知事に届出
 - (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名および住所
 - (2) 契約を締結しようとする年月日
 - (3) 契約に係る土地の所在および面積
 - (4) 契約に係る土地の所有権等の種別および内容
 - (5) 契約に係る土地の所有権等の移転または設定後における土地の利用目的
 - (6) その他規則で定める事項

2. 水源森林地域の保全に関する基本方針(案)について

※ 別紙のとおり

〔参考〕

第5条 知事は、水源森林地域の保全に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
 - (2) 水源森林地域の指定に関する基本的事項
 - (3) その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

3. スケジュール

〔水源森林地域の保全に関する基本方針〕

- 平成27年6月23日 ・「水源森林地域の保全に関する基本方針の策定について」諮問・答申(森林審議会)
- 平成27年6月24日 ・「水源林保全のための仕組みづくり」意見交換会(参加者65名)
- 平成27年7月10日 ・水源森林地域の保全に関する基本方針(案)について、6月定例常任委員会で報告
- 平成27年7月下旬 ・水源森林地域の保全に関する基本方針の制定・公表

〔参考〕

〔水源森林地域の指定・土地の所有権等の移転等の届出制度〕

- 平成27年9月 ・県内5ヵ所でタウンミーティング(地域指定等について県民との意見交換)
- 平成27年10月 ・水源森林地域の指定・公表
- 平成27年12月 ・県内5ヵ所で制度説明会
- 平成28年1月1日 ・土地の所有権等の移転等の届出制度施行

水源森林地域の保全に関する基本方針（案）

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく水源森林地域の保全に関する基本方針を次のとおり定める。

1 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項

本県の森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、水源森林地域の保全は、土地所有者等、市町および県が適切な役割を担い協力することにより行われなければならない。

（1）適正な土地利用の確保に向けた取組

県は、適正な土地利用の確保に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転等の情報を事前に把握するための届出制度を導入する。

ア 届出者への指導または助言

県は、届出をした者に対して適正な土地利用に関して配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

また、森林の有する水源の涵養機能の維持に影響を及ぼす場合など必要に応じて、届出内容の見直し等について指導する。

届出者は、上記の指導または助言を受けた時は、その内容を新たな土地所有者等に文書等により確実に伝達するものとする。

イ 市町との連携

県は、上記の指導または助言を行うにあたっては、届出に係る土地が所在する市町、または届出に係る土地を水源としているなど影響があると想定される隣接の市町に通知して情報共有を図り、水源森林地域の保全の見地から意見を求めるものとする。

（2）適正な土地利用に関して配慮すべき事項

土地所有者等は、森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることを認識し、水源森林地域における適正な土地利用に関して、関係法令に基づく適正な管理や必要な手続き等を行うとともに、以下の事項に配慮するよう努めるものとする。

ア 水源涵養機能の永続的な発揮

森林の有する水源の涵養機能の維持のために、水源森林地域を適切に整備し、保全を図ることにより、県民をはじめ下流域の人々が将来にわたって水源森林地域がもたらす水の恵みを楽しむことができるよう努める。

また、水源森林地域において森林施業を行う場合は、琵琶湖森林づくり条例の基本理念にのっとり水源涵養機能等の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりに努める。

イ 開発行為等による水源涵養機能への影響

水源森林地域において取水行為や開発行為などを行う場合は、下流域の水の確保など森林の有する水源の涵養機能の維持への影響ができるだけ小さくなるよう配慮するよう努める。

2 水源森林地域の指定に関する基本的事項

県は、条例第6条第1項の規定に基づき森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を下記の事項にのっとり水源森林地域に指定する。

(1) 水源森林地域指定の対象に関する事項

水源森林地域の指定にあたり、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であることを考慮するものとする。

水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるものとする。

(2) 水源森林地域の区域の明示に関する事項

水源森林地域は平面図により明示し、この平面図を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所および滋賀県湖北森林整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

3 その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

県は、水源森林地域の保全を図るため、琵琶湖森林づくり基本計画に基づく環境に配慮した森林づくり、県民の協働による森林づくりなどの施策を多様な主体との連携により推進するとともに、広く県民が水源である森林に対する理解と関心を深めるための普及啓発等を行う。

(1) 水源森林地域の保全のため施策の推進

ア 適切な森林施業の促進

森林が有する水源の涵養機能の維持・増進を図るため、琵琶湖森林づくり事業等を活用して、造林、保育等森林施業の適切な実施を促進する。

イ 森林の育成保全

森林法に基づく森林計画制度、保安林制度、林地開発制度を適切に運用するとともに、治山事業による森林整備を進め、水源涵養機能の確保を図る。

ウ 水源林保全巡視員の配置

水源林保全巡視員を配置し、巡視を強化することで、森林の状態を的確に把握し、水源森林地域の永続的な保全を図る。

(2) 水源森林地域の保全に関する理解の促進

ア 水源森林地域の保全に関する普及啓発

水源森林地域の保全について広く森林所有者や県民等に協力・理解を得るために、市町との連携・協力により、その保全の重要性に関する普及啓発活動等を行うこととする。

イ 水源林の価値の発信

森林所有者や県民、広く下流域の人々に水源である森林からの恩恵について認識してもらい、健全な姿で次代に引き継ぐ意識を醸成することが重要であり、森林の価値を情報発信することにより、県民や下流域の受益者にも森林づくりに関する施策について協力を得られるよう努める。